

長久手市計画相談支援等推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者等の相談支援の体制の強化を図るため、予算の範囲内において、長久手市計画相談支援等推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手町規則第6号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 計画相談支援等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第18項に規定する計画相談支援及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。
- (2) 相談支援専門員 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する相談支援専門員をいう。
- (3) 相談支援事業 障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業及び特定相談支援事業並びに児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業をいう。
- (4) 相談支援事業所 障害者総合支援法第51条の20第1項に規定する特定相談支援事業所及び児童福祉法第24条の28第1項第1号に規定する障害児相談支援事業所をいう。
- (5) 介護給付費等 障害者総合支援法第19条第1項に規定する介護給付費等及び児童福祉法第21条の5の5に規定する障害児通所給付費等をいう。
- (6) 常勤換算方法 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた

めの法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）」（以下「解釈通知」という。）第二の2(1)に規定する常勤換算方法をいう。

(7) 常勤 解釈通知第二の2(3)に規定する常勤をいう。

(8) 専従 解釈通知第二の2(4)に規定する専従をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 新たに相談支援事業所を開設する事業（以下「新規開設事業」という。）

(2) 常勤（兼務可）若しくは非常勤（専従に限る。）の相談支援専門員を新たに配置（申請日の属する月から1年以内の配置に限る。）し、相談支援事業に従事させる事業（以下「新規配置事業」という。）

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、障害者総合支援法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者の指定を受ける又は受けている者であって、次に掲げるものとする。

(1) 新規開設事業にあつては、新たに相談支援事業所を開設するもの

(2) 新規配置事業にあつては、本市の指定を受けているもの

2 前項に掲げる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 長久手市障がい者自立支援協議会及び長久手市障がい者基幹相談支援センターが実施する会議等に積極的に参加し、相談支援専門員の質的向上に努めるとともに、地域連携に協力すること。

(2) 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として登録すること又は登録していること。

(3) 相談支援事業所として、補助を受けた年度から5年以上相談支援事業を継続することが見込めること。

(4) 相談支援事業所として、補助対象となる相談支援専門員の人材定着に努めること。

(5) 市民に対する優先的な支援に努めること。

(6) 長久手市暴力団排除条例（平成24年長久手市条例第27号）第2条に規定する暴力団等でないこと。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、別表によるものとする。ただし、補助金の額は、補助対象経費の実支出額から寄付金その他補助の対象経費に係る収入額を控除した額と比較し、いずれかの少ない額とする。

（交付要件）

第6条 新規配置事業を行う者にあつては、補助事業を実施する年度末又は事業完了日時点で次の各号に定める要件をいずれも満たしている場合に、補助金を交付する。

(1) 補助の対象となる常勤換算方法で相談支援専門員1人当たり、本市が介護給付費等を支給する旨の決定を行う者を40人以上担当していること。

ただし、新たに配置してから6か月以内の場合は、20人以上とする。

(2) 相談支援事業所として常勤換算で相談支援専門員1人当たりの取扱件数が、月に26件（少数点以下切捨て）以上であること。

(3) 相談支援専門員を新たに配置することで、新たに配置した日の前日の常勤換算方法による相談支援専門員の数より、0.5人以上増加していること。

（補助の制限等）

第7条 新規配置事業に対する補助金の交付は、同一年度につき1事業所1人とする。なお、補助金の交付期間は、対象経費が発生した月から補助対象となる相談支援専門員1人につき24か月を上限とし、年度ごとに市長へ申請しなければならない。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、長久手市計画相談支援等推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付し市長へ申請しなければならない。

(1) 新規開設事業を行う者

ア 事業計画書（新規開設事業）（様式第1-1号）

- イ 収支予算書
- ウ カタログ等、見積書の写し
- エ その他市長が必要と認める資料

(2) 新規配置事業を行う者

- ア 事業計画書（新規配置事業）（様式第 1－2 号）
- イ 収支予算書
- ウ その他市長が必要と認める資料

（交付決定）

第 9 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、長久手市計画相談支援等推進事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

（計画変更の承認）

第 10 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長へ変更申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合であって次に掲げる変更については、この限りでない。

(1) 補助目的達成のため弾力的運用に伴う事業内容の変更

(2) 補助目的を損わない事業計画の細部の変更

2 前項の変更申請書は、様式第 1 号に準ずるものとし、変更申請を受けようとする内容を記載し、交付決定を受けた内容を朱書しなければならない。

3 市長は、第 1 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助対象事業の中止又は廃止）

第 11 条 交付決定者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第 12 条 交付決定者は、補助対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに、長久手市計画相談支援等推進事業補助金

実績報告書（様式第 3 号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付し市長へ報告しなければならない。

(1) 新規開設事業を行う者

- ア 事業報告書（新規開設事業）（様式第 3－1 号）
- イ 収支決算書
- ウ 事業の実施に係る記録写真等、実施内容が確認できる資料
- エ 領収書
- オ その他市長が必要と認める資料

(2) 新規配置事業を行う者

- ア 事業報告書（新規配置事業）（様式第 3－2 号）
- イ 収支決算書
- ウ その他市長が必要と認める資料

（補助金の額の確定）

第 13 条 市長は、前条の報告書を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、長久手市計画相談支援等推進事業補助金額確定通知書（様式 4 号）を交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 14 条 前条の通知書を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、長久手市計画相談支援等推進事業補助金交付請求書（様式第 5 号）を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 15 条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に補助金として交付した金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令若しくはこの要綱の規定又は補助金の交付決定に付けた条件に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止したとき。

(4) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付の申請に関し不正な行為があったとき。

(遅延利息)

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助金の返還を決定され、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(調査及び報告)

第17条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、随時補助対象事業に係る必要な報告を求め、又は指示することができる。

2 補助金の交付を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、前項の調査若しくは報告を拒否し、又は指示に違反してはならない。

(関係書類の整備)

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収支を明らかにした書類及び証拠書類を、補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

(準備行為)

この要綱の施行の日前においても、必要な準備行為をすることができる。

別表（第 5 条関係）

区分	補助対象経費	補助上限額	補助率
新規開設事業	開設に要する費用 (人件費を除く。)	50万円(※)	1／2以内
新規配置事業	補助対象となる相談 支援専門員の人件費	常勤換算方法により算 出した相談支援専門員 1人につき月額 100,000円	—

※ 算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨
てるものとする。

様式第 1 号（第 8 条関係）

長久手市計画相談支援等推進事業補助金交付申請書

年 月 日

長久手市長 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

長久手市計画相談支援等推進事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。なお、長久手市計画相談等推進事業補助金交付要綱を遵守します。

記

1 補助金申請額

金 円

2 添付書類

様式第 1 - 1 号

事業計画書（新規開設事業）

1 新設事業所の概要

1	事業所名称	
2	設置場所	
3	事業所指定年月日（予定）	
4	事業開始年月日（予定）	
5	管理者	
6	常勤換算による相談支援 専門員の員数	
7	主たる対象者	
8	開設 1 年後の契約者数（見 込み）及び本市が介護給付 費等を支給する旨の決定 を行う者の内数	

2 補助対象事業実施計画

(1) 着手年月日

(2) 完了年月日

3 第 4 条第 2 項の各号の具体的な対応

- (1) 長久手市障がい者自立支援協議会及び長久手市障がい者基幹相談支援センターが実施する会議等に積極的に参加し、相談支援専門員の質的向上に努めるとともに、地域連携に協力すること。

--

- (2) 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として登録すること又は登録していること。

--

- (3) 補助を受けた年度から５年以上相談支援の事業を継続することが見込めること。

--

- (4) 相談支援事業所として、補助対象となる相談支援専門員の人材定着に努めること。

--

- (5) 市民に対する優先的な支援に努めること。

--

- (6) 長久手市暴力団排除条例（平成２４年長久手市条例第２７号）第２条に規定する暴力団等でないこと。

--

4 その他参考事項

様式第1－2号

事業計画書（新規配置事業）

1 事業所名

2 相談支援事業所の人員配置（ 年 月 日時点）

氏名	補助 対象	勤務形態	常勤換算 人数	週あたりの 勤務時間	兼務する 業務

3 補助対象者

(1) 氏名

(2) 配置年月日

3 第4条第2項の各号の具体的な対応

(1) 長久手市障がい者自立支援協議会及び長久手市障がい者基幹相談支援センターが実施する会議等に積極的に参加し、相談支援専門員の質的向上に努めるとともに、地域連携に協力すること。

(2) 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として登録すること又は登録していること。

- (3) 補助を受けた年度から５年以上相談支援の事業を継続することが見込めること。

- (4) 相談支援事業所として、補助対象となる相談支援専門員の人材定着に努めること。

- (5) 市民に対する優先的な支援に努めること。

- (6) 長久手市暴力団排除条例（平成２４年長久手市条例第２７号）第２条に規定する暴力団等でないこと。

4 その他参考事項

様式第 2 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

長久手市長

長久手市計画相談支援等推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました長久手市計画相談支援等推進事業補助金については、長久手市計画相談支援等推進事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり決定します。
記

- 1 補助対象事業
- 2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容変更により補助対象経費が変更された場合は、別に通知するものとする。

補助対象経費	補助金の額
円	円

- 3 その他
 - (1) 長久手市計画相談支援等推進事業補助金交付要綱を遵守してください。
 - (2) 要綱第 1 2 条の規定による実績報告書は、補助対象事業の完了の日から起算して 3 0 日を経過した日又は当該年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い期日までに提出してください。

様式第 3 号（第 1 2 条関係）

長久手市計画相談支援等推進事業補助金実績報告書

年 月 日

長久手市長 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

長久手市計画相談支援等推進事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定
により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定額

金 円

2 添付書類

様式第 3 - 1 号

事業報告書（新規開設事業）

1 新設事業所の概要

1	事業所名称	
2	設置場所	
3	事業所指定年月日（予定）	
4	事業開始年月日（予定）	
5	管理者	
6	常勤換算による相談支援 専門員の員数	
7	主たる対象者	
8	開設 1 年後の契約者数（見 込み）及び本市が介護給付 費等を支給する旨の決定 を行う者の内数	

2 補助対象事業実績

(1) 着手年月日

(2) 完了年月日

3 補助対象経費（本補助金以外の歳入がある場合は除いた額）

円

4 実績額

円

5 その他参考事項

様式第 3 - 2 号

事業報告書（新規配置事業）

1 事業所名

2 相談支援事業所の人員配置（ 年 月 日時点）

氏名	新規	勤務形態	常勤換算 人数	週あたりの 勤務時間	兼務する 業務

3 補助対象期間

4 補助対象経費（本補助金以外の歳入がある場合は除いた額）

円

5 実績額

円

6 交付要件

1	補助の対象となる相談支援専門員 1人当たりの担当人数	
2	相談支援事業所における常勤換算で 相談支援専門員1人当たりの取扱件数	
3	常勤換算方法による相談支援専門員の数（0.5人以上増加）	
4	開設1年後の契約者数（見込み）及び本市が介護給付費等を支給する旨の決定を行う者の内数	

7 その他参考事項

様式第 4 号（第 1 3 条関係）

長久手市計画相談支援等推進事業補助金額確定通知書

年 月 日

様

長久手市長

年 月 日付けで提出のあった実績報告書により、次のとおり補助金の額を確定しました。

記

交付確定額 金 円

様式第 5 号（第 1 4 条関係）

長久手市計画相談支援等推進事業補助金交付請求書

金 _____ 円

ただし、長久手市計画相談支援等推進事業補助金として、上記金額を請求します。

年 月 日

長久手市長 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

振込先

金融機関名	銀行			本店
	信用金庫			支店
	農協			出張所
預金の種別	普通 ・ 当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義人				

